

貨物自動車運送事業実績報告書の記入要領について

貨物自動車運送事業報告規則に基づき、地方運輸局へ**7月10日まで**に提出することが義務付けられております。次の要領に基づきご記入いただき、トラック協会までご提出をお願いいたします。

第4号様式（第2条関係）（日本工業規格A列4番）

事業者番号	
-------	--

区分	一般			特定
	特積	利用	靈柩	

→当該区分を○で囲む

この欄には、記入しない

貨物自動車運送事業実績報告書

あて 住 所

事 業 者 名

代 表 者 名
(役職名及び氏名)

トレーラーを含む車両数

電 話 番 号

役員は含まない

空車、実車を含めた総走行キロ数

決算期にかかわらず
3月31日現在

事 業 概 况 (年3月31日現在)

事業用自動車数	両	従業員数	人	運転者数	人

事 業 内 容 (前年4月1日から3月31日まで)

・ダンプによる土砂等輸送	・冷凍、冷蔵輸送
・基準緩和認定車両による長大物品等輸送	・原木、製材輸送
・国際海上コンテナ輸送	・引越輸送
・コンクリートミキサー車による生コンクリート輸送	・その他
・危険物等輸送	()

輸 送 実 繤 (前年4月1日から3月31日まで)

延実在車両数 (日 車)	延実働車両数 (日 庫)	走 行 キ ロ (キロメートル)	実 車 キ ロ (キロメートル)	輸 送 ト ン 数		営 業 収 入 (千円)
				実 運 送(トン)	利 用 運 送(トン)	
北海道						
東北						
北陸信越						
関東						
中部						
近畿						
中国						
四国						
九州						
沖縄						
全国計						

- ・自社の営業用車両で輸送したトン数
- ・靈柩の場合は、輸送した遺体数(体)

備考欄に記入して他社に輸送させたトン数

4月1日～3月31日までの営業収入

事 故 件 数 (前年4月1日から3月31日まで)

交通事故件数	重大事故件数	死者数	負傷者数

交通事故によって負傷し、治療を要した人数。

交通事故の発生から24時間以内に死亡した人数。

備考 1. 分区の欄は、該当する事項を○で囲むこと。

2. 従業員数は、兼営事業がある場合は、兼営事業に従事している人数及び共通部門に従事している従業員のうち当該事業分として適正な基準により配分した人数とし、運転者数を含むものとする。

3. 事業内容については、主なもの三項目以内を○で囲むこと。

4. 危険物等とは、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）別記様式の（注）の「積載危険物等」をいう。

5. 輸送実績については、地方運輸局の管轄区域ごとに、当該地方運輸局の管轄区域内にあるすべての営業所に配置されている事業用自動車の輸送実績（ただし、輸送トン数（利用運送）について記載すること。

6. 交通事故とは、道路交通法（昭和23年法律第105号）第72条1項の交通事故をいう。

7. 重大事故とは、自動車事故報告規則第2条の事故をいう。

車両等の交通による人の死傷又は物の損壊をいう。

重大事故とは、転覆・転落・火災（積荷も含む）・踏切事故・死者又は重傷者（おおよそ14日以上入院治療を要する傷害、全治30日以上の傷害）の発生事故等をいう。

九州内に、本社、営業所がある場合は、九州の欄に記入する。九州以外にも営業所がある場合には、該当地域にも記入すること。又、全国計を必ず記入。

延実在車両数から休車、休みを引いて実際に稼働した車両の総数（1年間に稼働した車両の延車両数）

（例）車両数が5両で、休日が100日、4両動く日が235日、5両動く日が30日の場合

$$4 \text{ (両)} \times 235 \text{ (日)} + 5 \text{ (両)} \times 30 \text{ (日)} = 1,090 \text{ (日・両)}$$

例① 車両数が5両で増車、減車が1年間無かった場合
5 (両) × 365 (日) = 1,825 (日・両)

例② 中途から1両増車した場合《6月1日増車した場合》
5 (両) × 61 (日) + 6 (両) × 304 (日) = 2,129 (日・両)